

自主防災組織総合活動マニュアル

平成 23 年 2 月

N P O 大分県防災活動支援センター

大 分 市

目次

第1章 マニュアル策定にあたって

- 1 策定の目的 1
- 2 災害の可能性 2
- 3 自主防災組織と防災士の役割 6

第2章 日常の活動

- 1 防災知識の普及 7
- 2 地域内の安全点検 14
- 3 防災資機材の整備 15
- 4 防災訓練の実施 16

第3章 発災時の活動

- 1 発災時の役割 24
- 2 初期消火 25
- 3 避難誘導 26
- 4 救出・救助 27
- 5 情報の収集・伝達 28
- 6 避難所の運営・管理 29

資料

- 1 自主防災訓練要請書
- 2 防災訓練実施フローチャート
- 3 防災訓練・講話実施報告書
- 4 参考文献

1 策定の目的

近年、集中豪雨等の自然災害、火災や事故等により、各地に大きな被害が発生しており、その態様も多様化、大規模化の傾向を示しています。また、近い将来においては、東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震の発生が懸念されており、防災に対する市民の関心も高まってきています。

平成7年1月17日に発生し、戦後最大の被害をもたらした阪神・淡路大震災の経験から、私たちは地域における防災活動の重要性、自主防災組織の必要性について極めて貴重な教訓を得ました。

このような中、大分市における自主防災組織の結成状況は、平成23年1月末現在で660/674自治会で、結成率は97.9%となっており、全国レベルと比べても（全国平均74.4%）高い水準にあります。この自主防災組織の結成状況は、地域防災力を計るバロメーターの一つといえるのではないのでしょうか。

また、このことは「市民協働のまちづくり」を市政運営の中核に据え、各種取り組みを行っている中においても、市民が災害に対する取り組みの必要性を深く認識し、地域コミュニティ活動が次第に活発となるなど、市民力が向上しているあかしであるともいえます。

そして本市は5年間にわたり、自主防災組織のリーダーとなる防災士の養成を行ってきており、その数は721人となっています。地域防災力の向上と自主防災組織の活性化を図る上においても、防災士の今後の活躍が期待されています。

防ぐことの出来ない災害は、いつ、どこで、どのような形で発生するかわかりません。いざという時、自主防災組織が持てる力を最大限に発揮して”救えるいのちを救う”といわれる減災活動を、円滑に推進するための参考としていただければ幸いです。

大分市の自主防災組織の活動と組織体制について、聞き取り調査を実施したところ、内容については様々な形態がありました。

概ね、自主防災組織が自治会活動の一環として活動しており、自治会役員との兼務がほとんどとなっています。

そのことから、自主防災組織の役員や自治会役員の交代にあたって、その活動を容易に引継ぎできるように、活動の手引きとして、本マニュアルを編集いたしました。

2 災害の可能性

1 地震

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災をきっかけに巨大地震の危険度が広く認識されました。

国の地震調査委員会によると、大分市の30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率（南海トラフ・安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震・別府～万年山断層帯等の総合的評価）は48.6%と、九州各県の県庁所在地のなかで最も高い数値になっています。

また、南海地震に限って言うと、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに襲われる確率は50%～60%と報告されています。

私たちは、いつ襲い来るかわからない地震について、その仕組みや可能性などを学び、日頃から備えることが重要です。

【不意の地震に不断の用意】

東京都有楽町数寄屋橋にある「関東大震災の記念塔」

この塔は大正13年（1923年）9月1日午前11時58分東京を中心に関東一帯を襲った大震災を記念するため広く浄財を集めて、10周年の昭和8年9月1日に建てたもので、わが国彫刻界の巨匠北村声望先生が「平和の神」を象徴して製作されたものです。

標語の「不意の地震に不断の用意」は当時朝日新聞社が全国から懸賞募集した十余万の応募の中から選んだもので長くこの日をしのび二度と惨事をくりかえさぬよう注意を喚起するものです。

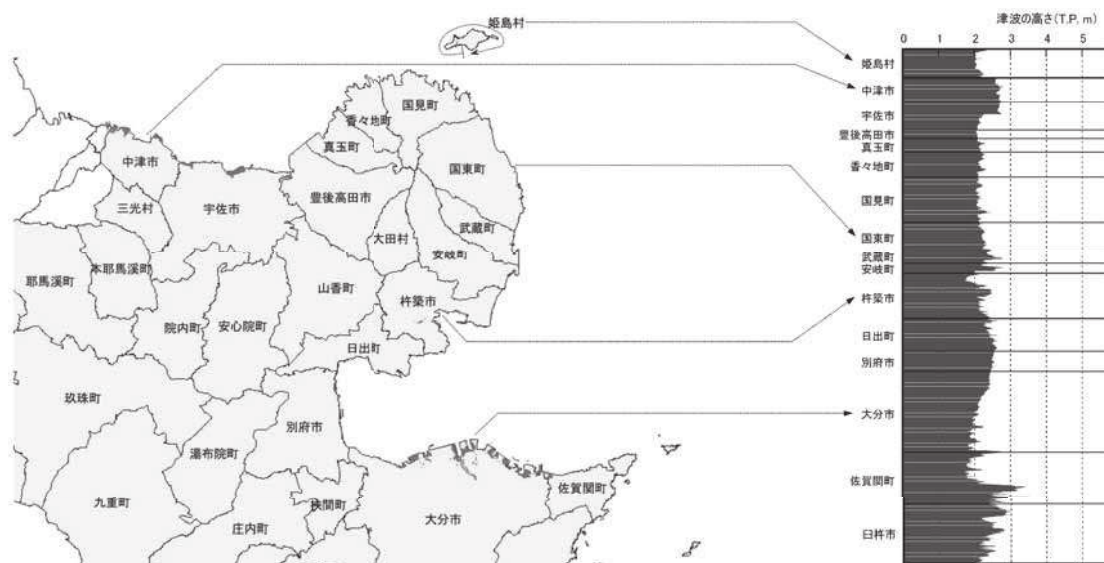
2 災害の可能性

2 津波

伝承によれば、文禄5年(1596)7月9日、西日本一帯は強い地震に見舞われ、沖ノ島(瓜生島)が液状化現象により陥没したといわれています。森岡地区では、いかりやま(碓島)の岩が崩落したら津守はドロ海になると言い伝えられています。この時、津波による被害は流出家屋数千戸、死者八百余人、津波は大野川を遡上して当時の判田村まで達したといわれています。

南海地震が発生した場合、大分市には約2mの津波が襲来すると想定されており、木造の家屋を中心に甚大な被害が懸念されています。

また、平成22年2月にチリ中部沿岸で発生した地震での遠地津波についても、正しい知識をもち備えることが必要です。



(出典) 大分県津波浸水予測等調査結果

2 災害の可能性

3 水害

大分市では2004年（平成16年）10月に台風23号による記録的な豪雨を観測し、尊い命が奪われる事態も発生、土砂崩れ、床上・床下浸水など甚大な被害に見舞われました。

最近の水害は気候変動の影響で被害が甚大化していると云われており、台風や集中豪雨の際には、気象庁の台風情報、記録的短時間大雨情報、国土交通省の洪水予報、大分市の防災メールなどの情報と洪水ハザードマップを照らし合わせながら、早目の対策と避難が必要となります。

浸水が予想される地域では、避難場所と避難経路について、事前に確認しておいて、実際に浸水している場合には、避難するか、一時見合わせて自宅の2階等へ避難するなど、より安全性の高い判断を行うことが重要です。

近年の特徴的な水災害

- 2000年9月11日【東海豪雨】名古屋市と尾張東部で500mmの観測史上最大雨量、29,000名が避難、18,000戸が被災。避難誘導と避難所のあり方が問われた。
- 2004年7月12日【新潟・福島豪雨】梅雨前線停滞で431mmの集中豪雨、6河川で11箇所の堤防決壊。死者16名、住家全壊70棟、床上浸水6,208棟、高齢者13名が逃げ遅れて死亡。
- 2004年7月17日【福井豪雨】嶺北北部足羽川流域にて総雨量285mm、死者4名、全壊69棟、避難勧告が迅速で高齢者が早く避難でき被害が軽減された。
- 2008年7月28日【都賀川の急増水】神戸市灘区の都賀川の上流で60mmの激しい雨により増水し、河川公園で遊んでいた5名が死亡。ゲリラ豪雨の被害。
- 2009年8月11日【台風9号】兵庫県佐用町で1時間当たり最大80mmの大雨、死者18名、行方不明2名、被災家屋1,041棟、幕山住宅から避難中の家族6名が惨事。より安全性の高い避難判断の必要性が明らかとなった。

2 災害の可能性

4 土砂災害

土砂災害は巨大地震や集中豪雨に起因して発生します。崩落した土砂により人、道路、家屋に直接的な被害をもたらすだけでなく、山間地域では集落の孤立、川をせき止めて天然ダムを形成することもあり、新潟県中越地震では旧山古志村で全村避難を余儀なくされました。

2009年8月10日、台風9号により、竹田市付近では1時間90mmの雨量がレーダー解析され、国道502号線で土砂崩れが発生し車8台が被災、6人が負傷しました。



(写真提供：大分県防災危機管理課)

5 火山噴火

わが国の活火山は108あり、九州でも雲仙岳、桜島、阿蘇山などの噴石、火砕流、溶岩流などで被害を受けてきました。最近では、霧島山の新燃岳の噴火により降灰などの被害を受けています。

大分県内でも九重山、由布岳、鶴見岳・伽藍岳などの活火山を抱えています。火山はいったん噴火すると災害規模も大きく、降灰などの被害が長期となることから警戒が必要です。

6 竜巻

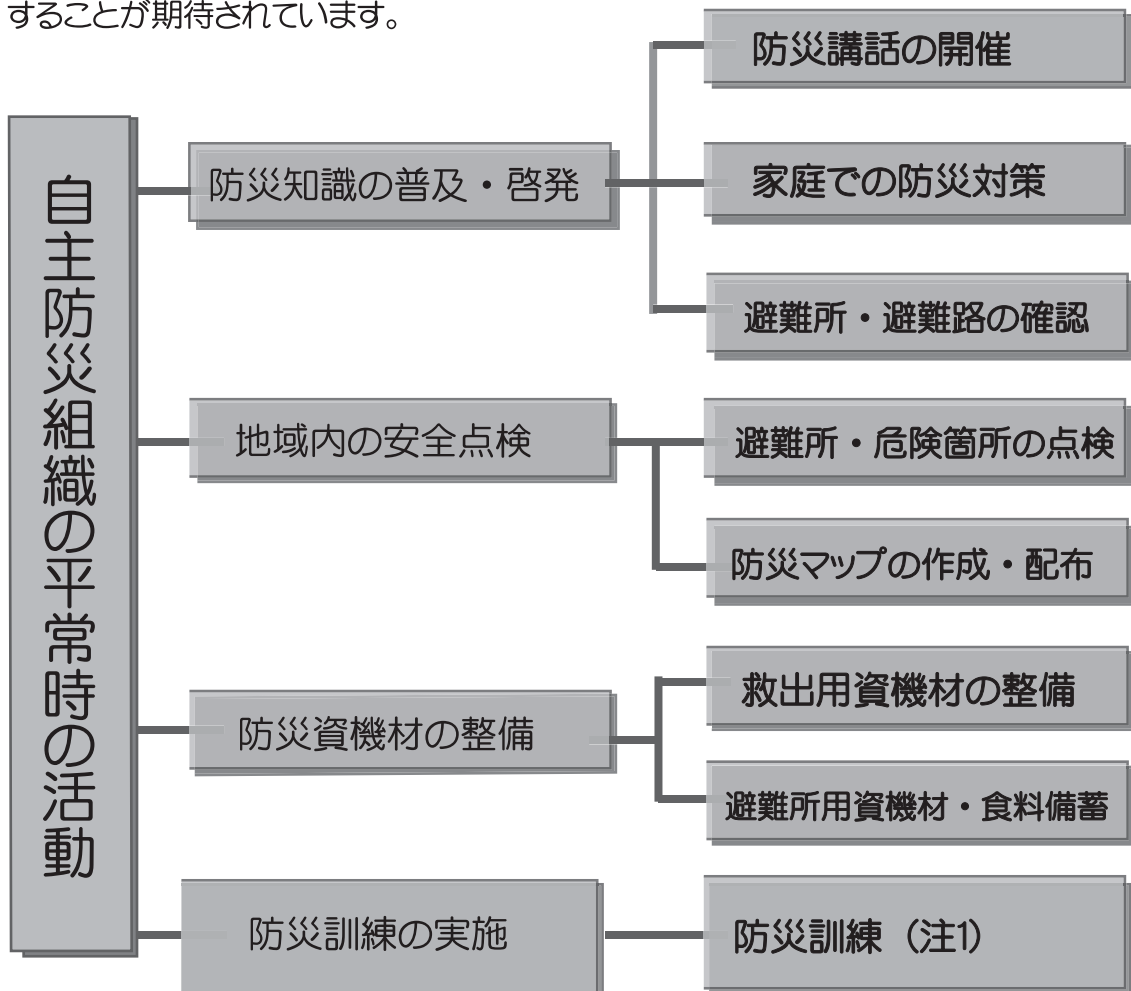
積乱雲によって引き起こされる風災害で、2006年9月、台風13号の接近に伴い延岡市で竜巻が発生し、秒速50m～60mの突風により列車の横転や家屋に多くの損壊を与え、3人が亡くなりました。

3 自主防災組織と防災士の役割

大規模災害では公助を担う公共機関も被災します。加えて道路や通信などの社会インフラも損壊することから、すぐには、救助・救援が期待できません。そのため、被害の拡大を防ぐには地域住民相互による共助の活動が重要となります。

その中核の組織となるのが自主防災組織です。自主防災組織は自治会の活動と緊密な関係の中で住民への災害に対する知識や啓発を行うと共に、普段から防災訓練の実施や家具・器具の固定、非常用の食料や水、防災用品の備蓄などを地域の中で促進するように努めましょう。

発災時には住民の安否確認、救出救護、避難誘導、避難所の運営などを迅速に実施できるよう体制を充実する必要があり、防災士は地域の中で「共助」の力が最大限に発揮できるよう普段から研鑽に励むと共に、地域の中で防災リーダーとして活動することが期待されています。



注 1: 初期消火、避難誘導（災害時要援護者対策を含む）、救出救護など地域の実情に合わせた防災会主催の訓練および大分市や関係機関と協力して開催する規模の大きな総合訓練等。

1 防災知識の普及

(1) 防災講話の開催

災害に対する正しい知識を身につけることによって、事前対策の必要性和有効性を理解しましょう。いわゆる「災害は来たら来たときのこと」と諦めて何もしないことは避けなければなりません。

自分の住む地域や自分の家に潜む危険を知り、災害をイメージし対策を立てることが重要です。防災に対し、関心を持ってもらうため、自主防災組織や地域の行事の中で、防災講話に取り組みましょう。



※大分市防災危機管理課では以下の貸し出しビデオを用意しています

・20世紀 日本の地震災害	DVD、VHS	40分
・ドキュメント・神戸72時間の記録	VHS	30分
・地震だ!その時どうする?	DVD	18分
・ふせごう 家具等の転倒防止対策	DVD	21分
・チャレンジ防災48	DVD	・・・
・津波から生き延びるために	DVD	15分
・自然災害防止	DVD	・・・

[利用申し込み先：防災危機管理課 537-5664]

1 防災知識の普及

(2) 家庭での防災対策

災害対策の基本は自助・共助（自分の命は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守る）とされています。事前の対策を行うことで被害を軽減することができます。阪神・淡路大震災では亡くなった方の8割以上は家屋の倒壊や家具の転倒による圧死・窒息死でした。

○ 家庭内での対策を促進すべき項目

- ① 家屋の耐震診断と補強
- ② 家具等の転倒・落下防止
- ③ ブロック塀の点検と改善
- ④ ガラスの飛散防止
- ⑤ 出火防止
- ⑥ 食料・飲料水の備蓄
- ⑦ 非常持ち出し品の準備
- ⑧ 家庭内での役割分担
- ⑨ 避難所・避難路の確認

※阪神・淡路大震災以降の地震で震度6弱以上の被災地域における被災者からのアンケート（複数回答）

◎大地震の際、困ったこと	1 生活用水（洗面・洗濯・入浴）	65.5%
	2 トイレ	54.4%
	3 飲料水	53.5%
	4 家族との連絡	47.1%
	5 食料	33.0%
	6 燃料	23.2%
	7 冷暖房	18.8%
◎大地震などの災害に備えて用意していた方がよいもの	1 懐中電灯	89.6%
	2 水	81.5%
	3 携帯ラジオ	75.8%
	4 食料	72.4%

財団法人消防科学総合センター資料（2007年）

1 防災知識の普及

① 家屋の耐震診断と補強

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建てられた木造住宅には【既存不適格】とよばれるものが多く、阪神・淡路大震災のような揺れに襲われたときには倒壊の危険性があります。耐震診断には家屋の所有者が自ら行う「わが家の耐震診断」と工務店や大工、建築士による「一般診断」、そして登録された建築士による「木造住宅の耐震精密診断」があります。



○ 専門家による耐震診断を実施する場合

昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された 2 階建て以下の一戸建て木造住宅で、
補助金額 耐震診断費用の額の2/3の額（上限3万円）

○ 耐震改修の補助対象となる住宅

昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された 2 階建て以下の一戸建て木造住宅で、耐震診断（専門家による）の結果、評点が 1.0 未満のもの
補助金額 耐震改修工事に要した額の1/2の額（上限 60 万円）

※所得税の控除が耐震改修工事に要した額の 10%（上限 20 万円）受けられます。

○ 耐震改修の種類

木造住宅の耐震改修 ・基礎の補強
・筋交いを入れたり、構造用合板を張って強い壁を増やす
・壁の量を増やし、かつ、バランスよく配置する

※詳細は：木造住宅耐震診断・改修 相談窓口 建築指導課（537-5635）へ

1995 年の阪神・淡路大震災では家屋の全壊、半壊がともに 10 万棟以上、死者 6,434 人のうち 8 割は家屋の倒壊による圧死、窒息死という甚大な被害が発生しました。

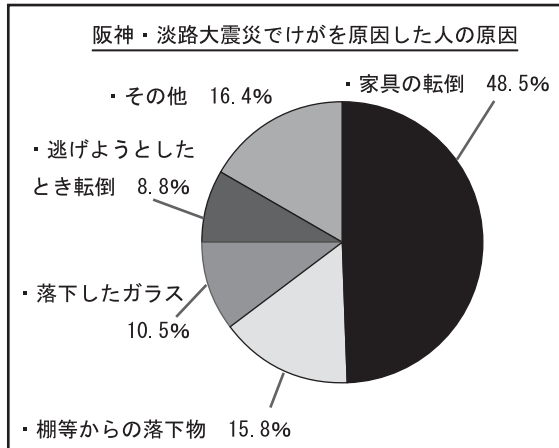
その被害を受けた住宅にはいくつかの傾向が見られました。木造建築のなかで特に被害が多かったのは「古く、老朽化している」住宅であり構法（つくり方）自体が古く、もともと耐震性に乏しかったことが要因でした。しかし、新しく見える建物にも大きな被害を受けたものが見られました。それらの建物の共通した特徴は、抵抗要素となる筋交いや壁が少なかった、壁の足元がきちんと固定されていないため十分な性能を発揮できなかった、壁の配置バランスが非常に悪かったため局所的に大きな破壊が生じた等でした。

このため、2000 年に建築基準法が改正され、基礎に関する規定や柱と梁や土台との接合部の仕様に関する規定、壁をバランスよく配置する規定などが取り入れられました。
(平成22年度防災士教本 耐震診断と補強より抜粋)

1 防災知識の普及

② 家具等の転倒・落下防止

家具の固定や配置を見直し、家庭内に「安全空間」を確保しましょう。「大地震では、家具は必ず倒れるもの」と考えて、部屋の総点検を行い、できる部分からはじめましょう。



(神戸市消防局調査より)

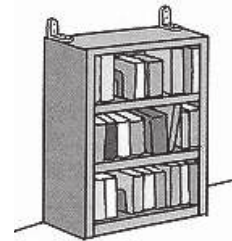
- 作りつけの家具を使いましょう
- 家具は、倒れる向きを考えて配置しましょう
- 寝室に家具を置かないようにしましょう
- 家具部屋を作りましょう（寝室や居間として使用しない）
- 家具を置く場合は、固定することで転倒防止をはかりましょう

たんすの固定例

ポール式器具はたんすの奥の方（壁側）で、天井や家具の硬いところに取り付けます。また、天井だけでなく床の側にもストッパーなどで固定し、上下に分かれている家具は連結金具でつないでおきましょう。

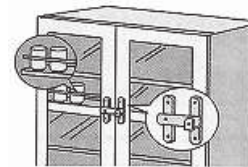
本棚の固定

壁の中の硬い所や下地材のあるところを探してL字金具やワイヤーなどで固定します。また、本棚の端の硬い部分に紐やベルトなど取り付けて中の本が飛び出るのを防ぎましょう。



食器棚の固定

壁の中の硬い所や下地材を探して、金具などで固定します。金具は側板や棧など、家具の丈夫なところに取り付けます。また、振動で観音扉が開かぬように、止め金をつけたり、ガラス飛散防災フィルムを貼ったりして、ガラスや食器が凶器にならないように工夫しましょう。



引越しや模様替え

引越しや、部屋の模様替えをする時は寝具と家具の向きをチェックしたり、家具の下にストッパーを敷いたり、テレビやパソコンの下に耐震マットを敷くなどの工夫をしましょう。

1 防災知識の普及

③ ブロック塀の点検と改善

地震時にブロックが倒壊すると直接的な人的被害ばかりでなく、緊急車両の通行を妨げ人命救助を阻害するとともに、住民の避難経路を遮断して、間接的な被害を拡大させることとなります。大分市内の2小学校区で阪神・淡路大震災における東灘区と同じレベルで地震動が作用した場合、30%のブロック塀が倒壊するとの研究結果も出ています。



○ ブロック塀の点検箇所

- ・ 高さ・・・・・・・・・・2.2m以内（建築基準法施行令 62 条の 8）か
- ・ 縦筋の有無・間隔・・・・・・・・縦筋間隔 80cm以下か
- ・ 基礎の状態・・・・・・・・ブロックを埋め込み、基礎がわりにしていないか
- ・ 直交壁・・・・・・・・・・塀の端部に接続する直交方向のブロック塀があるか
- ・ 劣化・・・・・・・・・・ブロック表面の亀裂や剥離の有無、目地の隙間、亀裂はないか
- ・ 傾斜・・・・・・・・・・1/200 以上傾斜していないか

○ 大分市危険ブロック塀等除却事業補助金交付事業（平成22年6月1日事業開始）

- ・ 補助の要件（1）道路に面するもの
 - （2）高さが1m以上であるもの
 - （3）ひび割れ又は傾きがみとめられるもの
- ・ 補助金の額 除却工事見積もり金額の1/2以内（上限7万円）

※ 詳細については 建築指導課（537-5635）へ

ブロック塀の所有者にたいする意識調査

- 1 あなたのお住まいのブロック塀や門柱は大地震に対しても倒壊・損壊しないと思うか？
 - ・ 危ないと思うが（32%）、少し危ないと思う（18%）と合わせると50%となり、半数の人がブロック塀や門柱に危険を感じている。
- 2 ブロック塀や門柱の耐震診断を実施したことがあるか？
 - ・ 耐震診断をした結果、安全と言われた（4%）
 - ・ 耐震診断をしていない（96%）
- 3 どのような条件が揃えば耐震補強工事が出来ると思うか？
 - ・ 公的な支援（助成や税制優遇など）があること（31%）
 - ・ 信頼できる専門知識をもった相談者がいること（20%）

（大分市におけるコンクリートブロック塀の耐震安全性と地域地震防災活動に関する調査研究）コンクリート工学年次論文集、Vol. 30、NO. 3、2008年 大分大学工学部福祉環境工学科：菊池健児教授他 論文より抜粋

1 防災知識の普及

④ ガラスの飛散防止

大きな地震では窓ガラスなどの飛散によって負傷者が発生します。宮城県地震では負傷原因の15.5%はガラス破片によるものでした。ガラス飛散防止フィルムを貼ることで被害を低減できます。

⑤ 出火防止

大地震が冬の夕食時間に発生すれば、ストーブやガスコンロなどの暖房や火気器具が火災の原因となります。ガスボンベが転倒しないように固定してあるか確認したり、ストーブは耐震自動消火装置が機能しているかを確認しておきましょう。

阪神・淡路大震災では出火件数285件のうち、146件について初期消火が行われています。そのうち、

火災の鎮火に有効であったものが58件（初期消火が行われたものの4割）を占めています。消火に用いられた物は「消火器」が81件で最も多く初期消火有効率も46.9%と高い値を示しています。このことから、地震時の火災に対する初期消火の重要性と、火災規模が小さい段階であれば消火器でも大いに効果を発揮できることが分かります。

日常に注意すべき点

（電気による発熱体の場合）

- ・電気器具の正しい使用
- ・不要な機器の電源プラグを抜く
- ・適切な設置場所で使用
- ・可燃物、落下物を考慮した使用
- ・分電盤の位置を確認しておく

〔消防庁震災対策指導室資料〕

⑥ 食料・飲料水の備蓄

大災害が発生した場合、道路や水道施設が損壊して使用できなくなることが考えられます。救援活動もすぐにはおこなうことができません。各家庭において数日分の食料と3日分の水を備蓄しましょう。また、災害時に利用きる井戸も確認しておきましょう。

- ・飲料水は1人1日3リットルを3日分
- ・缶詰、レトルト食品
- ・調理不要の非常食を3日分

※災害時に生活用水として提供していただける井戸を大分市のホームページで公表しています。

1 防災知識の普及

⑦ 非常持ち出し品の準備

非常時にすぐに取り出せるように保管し、家族の人数に合わせて用意してください。当面暮らせるだけの食料、飲料水、日用品、日頃服用している薬などを準備しておきましょう。野外避難も想定してテントやビニールシートもあれば安心です。

○最低限そろえておきたいもの

- ・懐中電灯と予備電池
- ・携帯ラジオと予備電池
- ・かんぱんや缶詰、ペットボトルの水
- ・貴重品（現金、預貯金通帳のコピー、印鑑、健康保険証コピーなど）
- ・救急医薬品（キズ薬、絆創膏、解熱剤、かぜ薬、胃腸薬、目薬、持病の薬など）



○あれば便利なもの

- ・携帯電話の充電ができるラジオ付きライト
- ・水、お湯を注ぐだけで出来る非常食
- ・タオル、紙の食器、ライター、缶切り、栓抜き、ろうそく、多機能ナイフなど

⑧ 家庭内での役割分担

日頃の防災対策や突然地震が発生した時に誰が何をするか、また家族が離れ離れになったときには、どこに集合するかなどを予め決めておきます。

- ・台所、風呂場、暖房器具など、火気まわりの安全点検
- ・タンス、本棚、食器、戸棚などを倒れないようにする
- ・窓ガラスなどの飛散防止対策をする
- ・出入り口の確保や、安全な場所（部屋）を確保する
- ・消火器、消火具、消火バケツなどの確認と点検
- ・飲料水 3 日分と食料数日分の点検と補充
- ・非常持出品の点検と補充
- ・台風の前々日まで雨どいや排水溝の点検、家の周りの風対策

⑨ 避難場所・避難路の確認

避難場所、避難路は水害、地震、津波、火災などで変わる場合もあります。避難勧告、避難指示が出された場合や、早めの自主避難を行う場合、災害の情報を的確に把握し、避難路の状況を勘案して、避難を見合わせるなど、より安全な対応をとりましょう。

2 地域内の安全点検

① 避難所・避難路の点検

自主防災組織で事前に避難所となる学校の体育館や公民館を点検します。大勢が避難する体育館では、使えるトイレやシャワー等の設備、フロアを自治会の単位でどの部分を使うかなど、事前に取り決めておきましょう。



城南小学校の体育館で設備点検と
打ち合わせをおこなう 城南校区 8
自治会合同の自主防災会役員の皆さん

点検のポイント

- 各家庭の防火用品（消火器、PLガスボンベの固定具合、防火用水、家庭用火災警報器など）
- 燃えやすい物の放置状況
- 避難するとき障害となる違法駐車や放置自転車の状況
- ブロック塀や石垣、看板、自動販売機など倒れやすいものの点検
- がけ、よう壁、堤防などの状態
- 排水路などの清掃状況

② 危険箇所の点検

避難所までの避難は、日頃は難なく通れる箇所も地震の発生時や、豪雨のなか夜間に通行するとなれば、思うように通れない箇所もあります。車イスが必要な要援護者の避難の場合、段差があればさらに難しくなります。より安全な迂回路、担架、リヤカー、背負いなど有効な手段が取れるように対策をすすめましょう。

③ 防災マップの作成

地域で災害図上訓練（DIG）などを取り組みながら地域の安全点検で確認できた情報（危険箇所、避難所、津波のときに避難できる建物、防災設備、人的資源など）とハザードマップの情報、災害想定を記載した地域版のマップを作り、配布しましょう。



東津留防災会が作成配布した防災マップ

3 防災資機材の整備

阪神・淡路大震災では倒壊した家屋から救出された被災者の8割近くは近隣住民の手によるものでした。

そのとき、消防署には救出用資機材を手に入れようと人々が殺到し、消防署の資機材が皆無になったといわれています。防災用資機材は地域の実情に応じて準備しておきましょう。また日頃から点検や使い方の確認も怠らないようにしましょう。



※けやき台自主防災会が設置した防災倉庫

- ① 救出用資機材・・・ヘルメット、ジャッキ、ハンマー、バール、斧、スコップ、のこぎりチェーンソー、はしご、自家発電装置、作業用ライト、強カライト、電池式メガホン、ロープ、木材、救急医薬品、毛布、タオル、軍手、防水シート、リヤカー、雨合羽、ゴムボート、ライフジャケットなど
- ② 消火用資機材・・・消火器、消火用バケツ、三角バケツなど
- ③ 避難所用資機材・・・非常用食料、医薬品、飲料水、毛布、トイレットペーパー、簡易トイレ、筆記具、炊き出しセット、簡易ストーブ、ラジオ、浄水器、ポリタンク、ポリバケツ、ライト、張り紙用紙など

4 防災訓練の実施

(1) 防災訓練の目的

大きな災害がおこったときには、家屋や道路などの被害のほかに、人的被害も大きくなることが予想されます。火災やガス漏れ、電気、水道、電話も使えなくなることも予想されます。平常時の防災訓練とは違い、自主防災組織自体も混乱した事態の中で応急活動が求められる事となります。



このため日頃から、より多くの人に参加を募り、地域の災害特性にあった訓練を行い、自らの役割はもちろぬ、お互いの役割を補える能力も持てるように計画的、かつ組織的な内容としましょう。

○ 訓練の実実施計画の立て方

(添付資料の【防災訓練実施までの流れ】を参考にしてください)

代表的な防災訓練の種類

- ①災害図上訓練 (DIG)・・・参加者がグループごとに大きな地図を囲みながら地域の特性を踏まえて災害対応策を考える図上訓練
- ②初期消火訓練・・・消火器、消火具、バケツリレーなどで実際に消火
- ③救出・救護訓練・・・ロープの結索法、救急法、応急担架の作成や搬送
- ④情報収集伝達訓練・・・災害の状況や安否確認などの調査と市役所への報告
市役所、消防機関などからの避難勧告・指示の伝達
- ⑤避難誘導訓練・・・人員確認、誘導員の配置、要援護者の支援、
人員報告などの訓練、避難場所、避難路の選定訓練
- ⑥給食訓練・・・釜や飯ごう、大釜、非常食を使った炊き出しと分配訓練
- ⑦災害時要援護者避難訓練および福祉避難所開設訓練
- ⑧地震体験(地震体験車による地震体験)・天ぷら油の燃焼実験

4 防災訓練の実施

(2) 防災訓練の取り組み方

① 災害図上訓練「DIG」

参加者が地図を囲みながらゲーム感覚で災害時の対応策を考えます。Disaster (災害)、Imagination (想像力)、Game (ゲーム) の頭文字を取って名づけられています。



(泉町のDIGの様子)

○ DIGの特徴

- ・参加者が自分の住む町を地図上で検証します
- ・地図に書き込みすることでわが町の防災マップが出来上がります
- ・簡単なルールで、だれでも参加できます
- ・日ごろ気づかなかつた防災対策が明らかになり、参加者の防災意識が向上します

○ 訓練実施に必要な人

- ・進行役・・・全体の企画、進行、講評等・・・・・・・・・・・・・1名
- ・補助員・・・各班のテーブルで補佐をします・・・・・・・・・・1つのグループに1名
- ・参加者・・・テーブルを囲み被害想定に沿って作業・・・・・・・・1つのグループに6~9名

○ 実際に町を歩いて危険ポイントや防災施設、避難場所、避難経路など確認しましょう

※事前に準備するもの

1. 地図 (グループの数)・・・①住宅図を張り合わせたものをコピーして作るか、
②防災危機管理課を通して都市計画図を入手 (無料) する
2. 透明ビニールシート (0.3 mm前後)・・・地図より広めのものをホームセンターなどで購入
3. 文房具類・・・・・・・・・・ポストイット (大、中、小)マジック6~8色、ドットシール4色
4. 被害想定データ・・・地域の災害特性に合わせた想定を設定する
5. ハザードマップ・・・大分市が各家庭に配布したもの (防災危機管理課を通して河川課へ)
6. まとめ発表用紙・・・A0~A3の用紙を必要に応じて準備する
7. 地図を載るテーブル・・・概ねテーブル3~4個を並べて地図を貼り付ける

4 防災訓練の実施

② 初期消火訓練

大地震が起きると多くの場合火災が発生します。関東大震災のときには東京で亡くなった方の95%が火災によるものでした。恐ろしい火災を出さない為に各家庭で出火防止の対策を行うとともに、防災訓練で消火方法を習得しましょう。



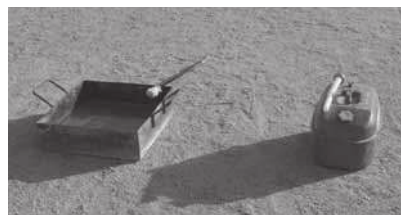
○ 消火器を使用した訓練では

- ・ 自主防災組織で訓練用に消火器を用意する
- ・ 管轄の消防署（予防係）より訓練用水消火器を借用する



○ 訓練の目標

- ・ 消火の基本を理解してもらう・・・窒息消火、冷却消火、除去消火など
- ・ 消火器の扱いと消火の要領を習得してもらう



○ 事前に準備するもの

- ・ オイルパン・・・60cm～100cm 辺長で15cm前後の高さのもの
- ・ 消火器・・・加圧式粉末消火器、蓄圧式強化液消火器など
- ・ 水・・・オイルパンに2cm以上の水を入れる
- ・ 灯油・・・1～3リットルの灯油をオイルパンの大きさに合わせて準備する
- ・ ガソリン・・・着火しにくい場合に助燃剤として0.1～0.2リットル入れる
- ・ 点火棒・・・長さ1m以上で片端に布片をまいたものを用意する
- ・ メガホン・・・指導用に出力10～15w前後のものを用意する

○ 水バケツのルーでの消火訓練

- ・ チーム20人程度にバケツを7個くらい用意する
- ・ 人を背中合わせに10人ずつ2列に並びバケツを中継する
- ・ バケツを持って火点に風上から近寄り、2～3mの距離から注水する
- ・ バケツには水を6分目くらい入れて使用する

4 防災訓練の実施

③ 救出・救護訓練

阪神・淡路大震災では15分間に約60%の人が亡くなり、発生から6時間で86%の人が亡くなっています。また、神戸市消防局の聞き取り調査では救出救助を行った人の61%が近所の人によるものでした。

長時間におよび内臓等を圧迫されていた場合は、救出しても生存率がかなり低下することから、自主防災組織による素早い行動が最も有効になります。このため、救出・救助訓練を実施し、基礎的な技能を身につけてもらいましょう。



(錦町3丁目自主防災組織の救出訓練)

○ 倒壊家屋からの救出訓練

- ・中に生存者がいることを示す（人形等をいれておく）
- ・救出にあたっては、挟まれている人に声をかけ、安心間を与えるようにする
- ・木材・バール（太さ10cm以上）をテコにして、あるいはジャッキ（パンタグラフ型が使いやすい）で間をつくる
- ・隙間が崩れないように角材（40～50cm）で補強し救出

○ 搬送訓練

- ・一人での場合・・毛布、シートで全身を包み込み
両肩を浮かすようにひっぱり搬送する
- ・複数での場合・・棒2本（180～200cm）と毛布を
使用して応急担架を作り搬送する



○ 応急救護訓練

- ・救護訓練では専門的な知識を要するので、消防団・消防署などからの救護の専門家に指導を受けるようにする
- ・自主防災組織の救護班は消防局や日本赤十字社などが行う救命講習や応急手当指導員講習など受講してより専門的な知識を得るようにする

※クラッシュシンドローム（挫滅症候群）とは

建物や家具の下敷きから救助されたのに、やがて亡くなってしまう方がいます。その原因の一つがクラッシュ症候群。長時間はさまれていたために血流が遮断され、それが原因で、突然、心臓が止まってしまう症状です。水を飲ませながら救出し、はさまれていた状態と時間を腕や衣服に書いて、できるだけ早く血液透析のできる病院に搬送することが大切です。（救護所には搬送しないこと）

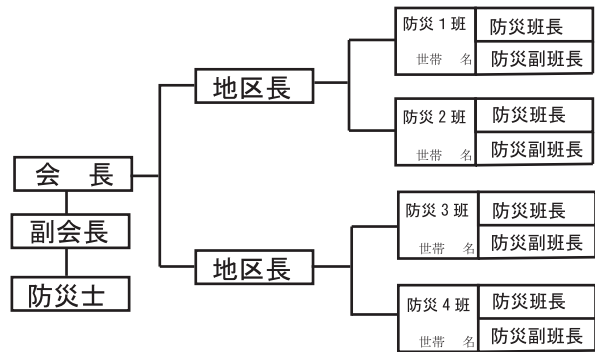
4 防災訓練の実施

④ 情報収集・伝達訓練

○ 情報収集訓練では

発災時は地域内の負傷者や被害状況をいち早く、そして正確に把握することが必要となります。地域内の避難状況、被害状況（死傷者、建物、交通路、火災発生状況、生活状況）を収集し、取れる対応策を実施し、同時に市の対策本部へ報告します。

情報収集・伝達の組織図（例）



○ 情報伝達訓練では

市の対策本部からの情報や指示、ラジオやテレビ、地域から報告された関係する情報などを自主防災組織の広報（情報）班より住民へ伝達します。災害時の情報伝達は住民が災害から身を守るための大切な活動です。

- ・避難勧告・指示の伝達方法・・・町内会有線放送、車両による広報、大分市防災メール班組織による周知連絡

※情報の空洞化・・・一番被害がある地域からの情報があがらないことがある

- ・市対策本部への報告

第1報・・・・・・・・概要だけでも良い・・・・・・・・確認して2報をいれる

情報の一元化・・・・・・・・報告者を決める・・・・・・・・異常なしの報告も重要

※大分市防災メールの活用

本市では災害に関する情報、避難勧告、避難指示発出の場合、防災メールでも周知します。携帯でメール機能を利用している人は是非、登録して活用しましょう。（登録方法）

- ①entry@b-oita.jp へ空メール送信、②大分市防災メールの登録案内メール受信
 - ③メールを開き、案内のURLへアクセス、④画面の登録ボタンを押す（登録完了）
- （パソコンのメールからでも申し込みできます）

4 防災訓練の実施

⑤ 避難誘導訓練

災害時の避難行動は普段と異なり、多くの障害があります。家屋の倒壊やブロック塀の倒壊、落下物、自販機の転倒などで避難路が塞がれていたり、火災や水の流れて行く手を阻まれることも想定しなければなりません。避難途上で、どのような障害がありそうかを事前に確かめ、実際に避難するルートを歩く訓練が必要です。

要援護者の避難誘導の場合、車いすの利用可能性や使えない場合の代替用具（おんぶ用具やリヤカーなど）を準備します。

情報班より避難勧告等の伝達

ガスの元栓、ブレーカーなど処置して一時避難地へ

人員確認、不明者は安否確認

一時避難地から避難所へ移動して人員報告、被害を報告

避難所開設・運営

○ 参加者を増やすには

- ・ 事前にチラシ等配布する
- ・ 直前に参加人数を確認する
- ・ 避難訓練開始合図で声を掛け合う
- ・ 消極的な方は一時避難地で安否確認までの参加をお願いする
- ・ 避難誘導旗、避難袋などで、雰囲気をつくる
- ・ 他の行事と組み合わせる

避難所に備蓄するもの

災害対策本部からの水や食料が届き始めるまでの間、自分たちで調達する必要が発生するかもしれません。生活道路が寸断されて孤立した場合、何が調達できて、何ができないかを想定して、必要な物を事前に防災倉庫などに備蓄しましょう。

※ 備蓄する例

- ・ 飲料水、食料（非常食）、救急セット、毛布、簡易トイレ、ラジオなど
- ・ ライト、バール、のこぎり、ジャッキ、ロープなどの救出工具

4 防災訓練の実施

⑥ 給食（炊き出し）訓練

避難した人数を町内会の班ごとに集約し、班長さんが常に給食・給水のルールに従って配給すれば、混乱も減少し、皆が公平に受け取ることができます。絶対数が足りない場合には、子ども、高齢者などから先に配給するなど、優先度を決めて配給します。

災害の事態が落ち着くと、昼間は自宅に帰り、夜は避難所に来るなど、避難者数が昼夜で変動する場合も発生しますので、避難者数の把握を正確にしましょう。

○ 非常食を配給する場合

- ・災害用アルファーマ（50食分箱入り）白飯、五目ご飯など
- ・水5～8リットル（50食用の箱一個につき）※種類により異なります
- ・カセット式ガスコンロ（同上）
- ・8～10リットル用やかん
- ・調理用机

※ 災害用アルファーマを訓練で使用する場合は、事前に防災危機管理課へ相談して下さい。



アルファーマの作り方

- ①カセット式ガスコンロを準備
- ②やかんに水を必要量いれて沸騰させる
- ③災害用非常食セットを開封し、具をよく混ぜる
- ④食材の入った袋にお湯を注水線まで入れて封をする
- ⑤20分待ってから開封、配給用の容器に詰めます

注：水の場合、出来上がりまで60分かかります

4 防災訓練の実施

⑦ 要援護者の避難対策

2004年7月、梅雨末期の集中豪雨が新潟、福井などを襲い、死者16名のうち、70～80代の高齢者13名の犠牲者を出しました。この逃げ遅れた高齢者のうち4名が家屋内の溺死であったことから、災害時の高齢者の避難対策がクローズアップされ、従来の避難勧告、避難指示に加え、新たに「避難準備情報」という考え方が打ち出されました。この高齢化社会の弱点を克服すべく、自主防災組織に「災害時要援護者対策」が新しい課題として求められています。

※要援護者とは

高齢者、寝たきりの人、病床者、乳幼児、妊婦、日本語の理解が十分でない外国人など。

○ 避難準備（要援護者避難）情報が追加された理由

- ・災害発生時には高齢者等は、行政機関からの避難勧告、避難指示を受け取りにくい
- ・身体が不自由であつたりして、移動に時間がかかる
- ・避難に際しては周囲の人々の支援が不可欠
- ・支援の内容も一人ひとり違っている

（避難準備情報は：避難行動に時間を要する人に向けて、避難勧告に先立って発令されます）

○ 要援護者の避難対策

- ・要援護者の情報を収集し、本人の同意を得て、情報登録する
- ・居場所をマップに記入し、災害時の安否確認や避難対応に利用する
- ・要援護者個別の支援計画と支援者もしくは支援組織などを決定する
- ・要援護者の個人情報については厳正に管理する
- ・地域の民生委員・児童委員が把握した要援護者の情報が自主防災組織からの申請により提供可能となります

要援護者の情報は

- ①関係機関共有方式・・・（行政の福祉部局と防災部局が要援護者の情報を共有する方式）
- ②手上げ方式・・・（要援護者登録制度を実施し、要援護者が自らの意思で登録する方式）
- ③同意方式・・・（行政職員、自主防災組織、民生委員・児童委員などが要援護者へ直接働きかけて同意を得る方式）

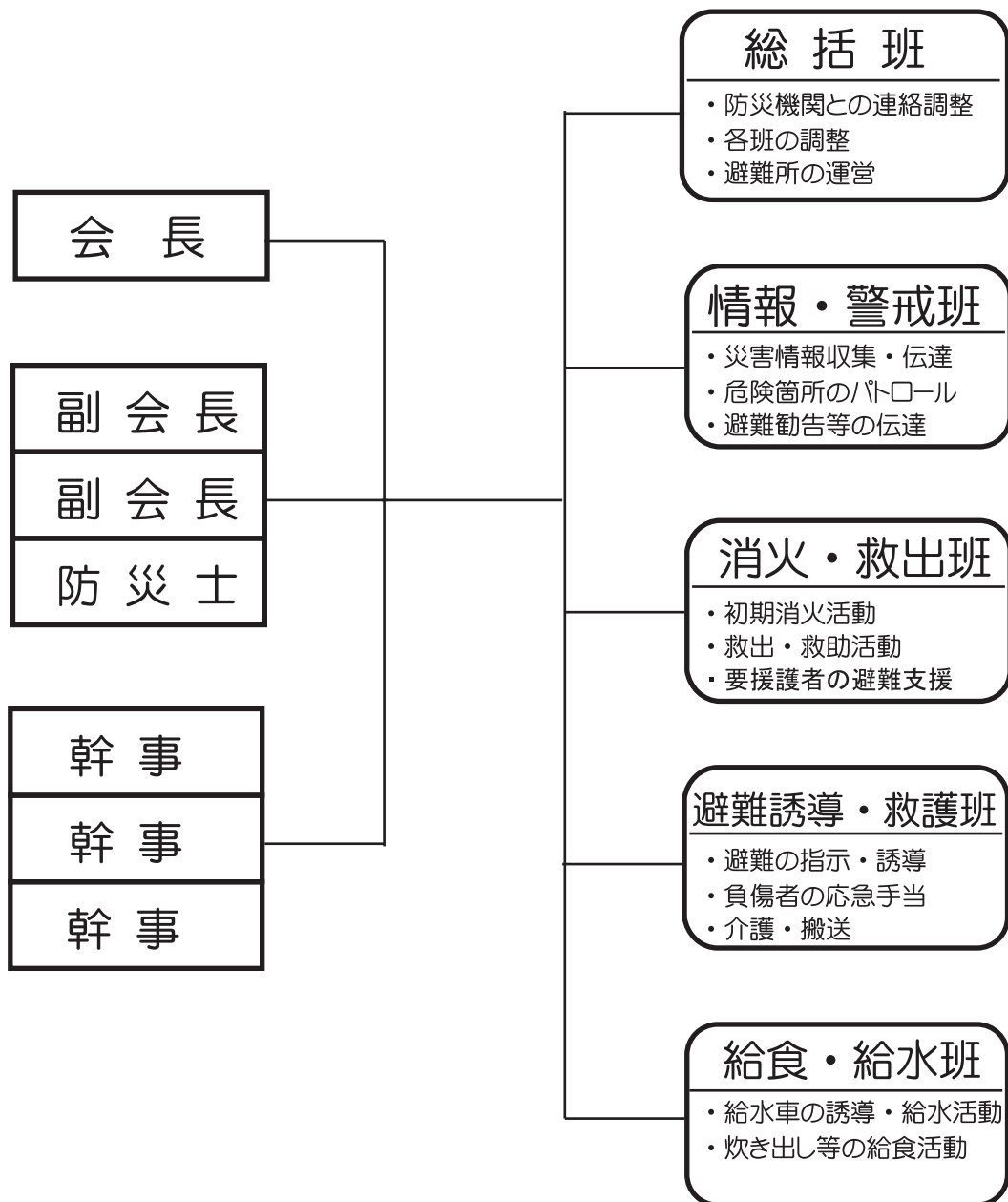
本市の場合、行政による手上げ方式と地域による同意方式を先行して行っています。

自主防災組織は、日ごろ、小地域福祉ネットワークなどの活動で要援護者と身近な民生委員・児童委員や自治会役員と一緒に訪問し説明して同意方式で登録を行っているところもあります

1 発災時の役割

大きな災害では公的な救援・救助がすぐには期待できないので、地域の総合的な防災力が問われることとなります。地域の人的資源や物的資源を最大限動員して、住民の安全確保に努めねばなりません。その意味で、自主防災会組織の機能は極めて重要となります。個々の地域で想定される災害に応じた自主防災組織の体制を構築する必要があります。

○ 自主防災組織の組織図・役割分担（例）



2 初期消火

地震による火災発生を防ぐためには、各家庭における出火防止対策が一番大切ですが、いざ火災が発生したら自主防災組織で初期消火活動にあたるようにしましょう。消防団や消防車が到着したら、その指示に従うようにしましょう。

○ 突然地震が発生し、出火した場合の時間的な経過と自主防災活動

経過時間	状況	各個人の行動	自主防災活動
	地震発生	地震の揺れに注意し、落ち着いて身を守る すばやく火の始末 ドアや玄関を開けて逃げ道を確保	
1分～2分後	揺れがおさまる	津波、山、がけ崩れの危険が予想される地域は、ただちに避難 火元の確認（早めにガスの元栓を締め、電気のスイッチ、ブレーカーをきる） 非常持ち出し品の用意 火が出ても落ち着いて初期消火 ・家族の安全確認 ・靴をはく 家の中も危険な物がいっぱい	
3分後		隣近所に声をかける ・みんな無事か 大声で知らせる ・近所に火は出していないか 消火器を使う 漏電、ガス漏れ、余震に注意	<ul style="list-style-type: none"> ・隣近所で助け合い 見つからない人はいないか けが人はいないか ・災害時要援護者は大丈夫か
5分後		ラジオや防災メールなどで情報確認 車で逃げない ブロック塀、ガラス、がれきに注意!	<ul style="list-style-type: none"> ・情報・警戒班による被害情報収集 ・行政からの情報を住民へ正しく伝達
10分後～数時間後	火災発見 家屋の倒壊発見 負傷者発見	みんなで消火活動 みんなで救出活動	<ul style="list-style-type: none"> ・消火班による初期消火活動 ・救出班による救出活動 ・負傷者の応急救護、救護所へ搬送 ・要援護者の避難支援 地域の事業所等の協力を得る 困難な場合は消防署、市へ支援要請
～数日	避難生活	秩序ある避難生活を送ろう 壊れた家には入らない 知らない人とも助け合いましょう がまんも大切	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営 秩序ある運営 要援護者に対する配慮 災害ボランティアとの共助

（静岡県自主防災組織活動マニュアルを引用）

3 避難誘導

自然災害については、その発生を防ぐことはできませんが、台風などの災害においては事前に避難することで死傷者を出さずに済みます。地震時の避難だけでなく風水害など、様々な災害時にも安全な避難誘導を行きましょう。

2004年の風水害による死者数	
・台風4号、6号(6月)	2名
・新潟・福島豪雨(7月)	16名
・福井豪雨(7月)	4名
・台風10号、11号他	3名
・台風15号及び関連	10名
・台風16号(8月)	14名
・台風18号(8月)	41名
・台風21号(9月)他	26名
・台風22号(10月)	7名
・台風23号(10月)	95名
・11月11～12日大雨	1名
(計219名)	
(内閣府、消防庁発表HP資料)	

○ 地域の危険性によって避難の方法が異なります

自分の地域では、どのような避難行動が必要なのか、よく理解しておくことが大切です。情報の食い違いによる誤った避難行動は危険ですので、必ず正確な情報に基づいて行動するようにしましょう。

○ 避難する際の留意点

- ・避難勧告、避難指示が発令されたら、声を掛け合って避難する
- ・周囲の状況次第では無理な避難を一時見合わせて、より安全な場所に待機する
- ・一度避難所へ避難したら忘れ物等を取りに自宅へ戻らない
- ・事前に決めた避難路を基に、状況に応じて避難路を決める

○ 避難に関する情報内容

発令情報	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始 ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持ち出し品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・いまだ避難していない対象地域の住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

(内閣府「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」平成18年3月)

4 救出・救助

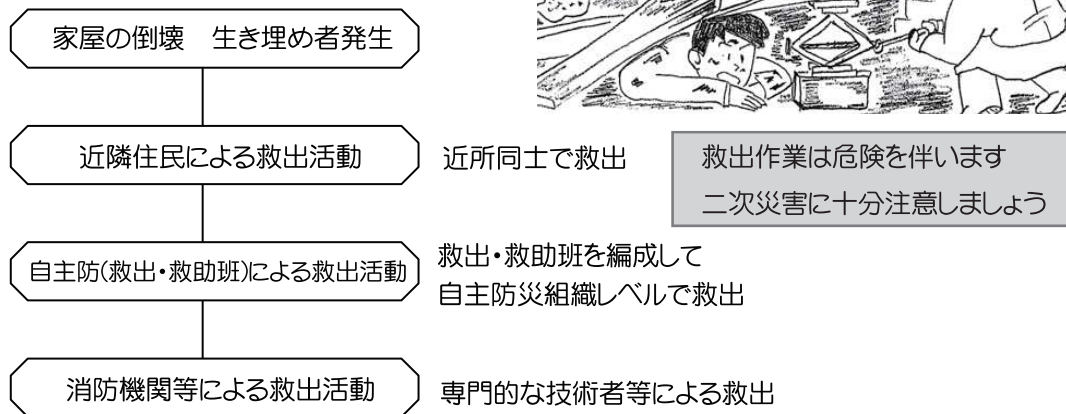
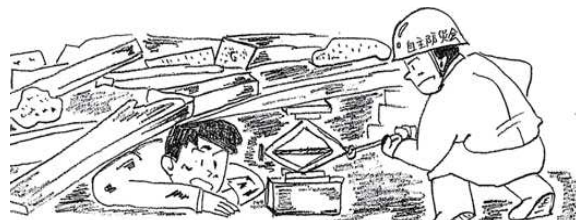
大地震発生時には家屋の倒壊により多数の生き埋め者が発生することが予想されます。しかし、消防等の防災関係機関だけでは十分な対応が出来ません。地域の自主防災組織が協力して救出・救助にあたりましょう。

○自分の安全を確認したら、家族隣人の救出

- ・負傷者等の居場所の情報を集める。大きな声で叫び反応を見る
- ・居場所がわかったら救出のための人を集める。人が見える場合は5～10人、見えない時は20人位がよい
- ・ノコギリ、ハンマー、バール、ジャッキ、ロープなどの資機材で救出

○自主防災組織による救出

- ・特技者によるチェンソー、可搬ウインチ、エンジンカッターなどを利用した救出
- ・被災者の埋没位置、数などを的確に把握しておくこと



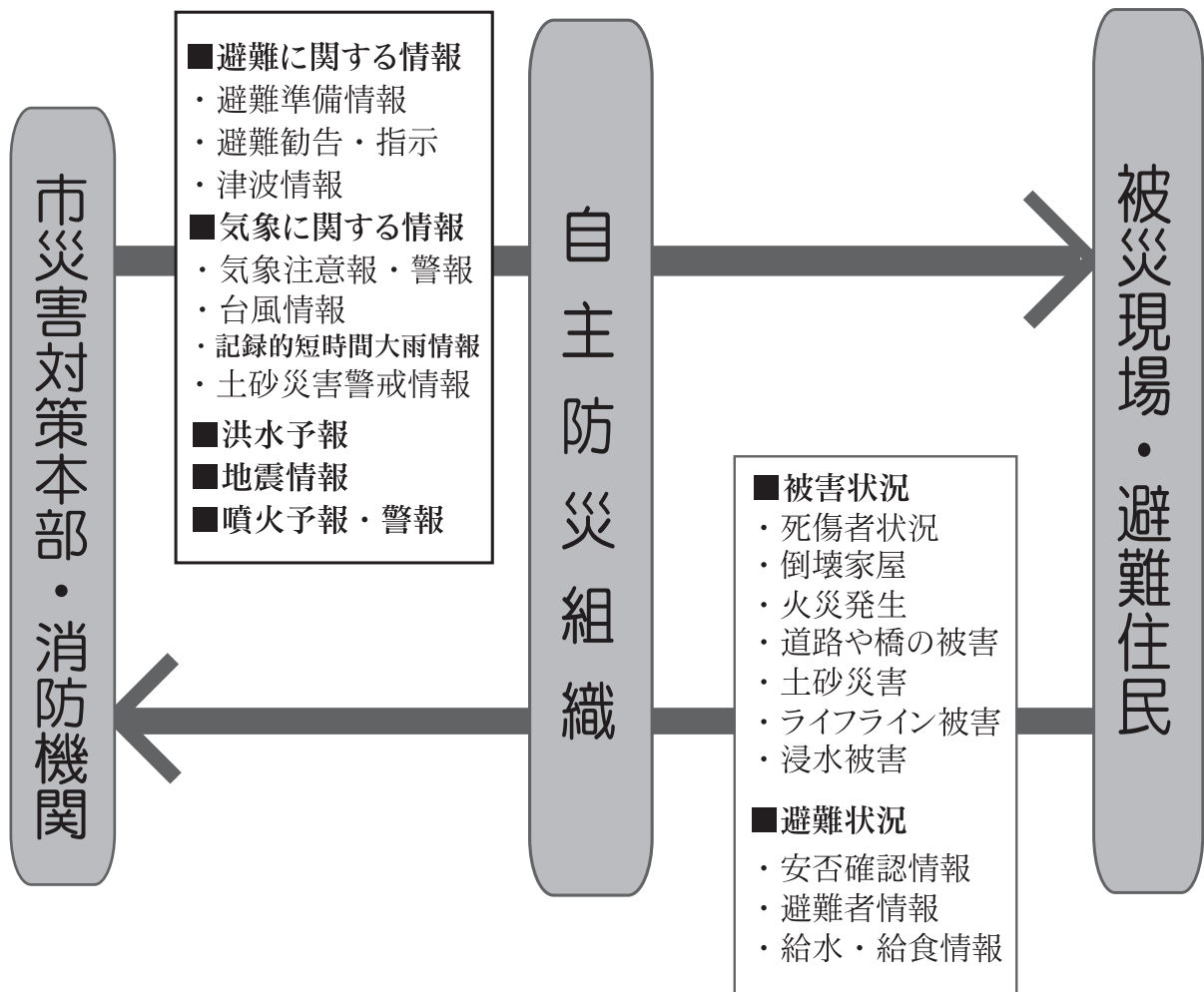
(静岡県自主防災組織活動マニュアルより抜粋)

- ・地域内にある建設・土木関係の事業所と、建設機械や機材で救出活動の支援をってもらう支援体制を築きましょう
- ・災害時要援護者の避難支援は要援護者台帳やマップを活用し、効果的に行いましょう
- ・倒壊家屋の下敷きになった人の救出の際は、できるだけ周囲の人にも協力を求めましょう
- ・可能であれば、救出資材は情報と人が集まる避難所のそばに防災倉庫を設置して収納しましょう
- ・長い時間、倒壊物の下敷きや家具に挟まれていた人を救出する際は、クラッシュ症候群に留意しましょう。

5 情報の収集・伝達

自主防災組織は情報の中継点として、市の災害対策本部、消防機関等からの伝達すべき情報を地域住民へ流し、逆に地域の被害状況や避難状況を集約し、市の災害対策本部や消防機関等に報告します。また気象庁や国交省などが公表する注意報や警報、ラジオなどメディアからの情報を生かして被害の軽減のために活動をします。

但し、二次災害の恐れがある場合や災害が切迫し、自らも被災し得る状況では無理をしないようにしましょう。



※情報収集方法には、行政やメディアからの情報のみではなく、インターネットや携帯サイトから各種重要な情報を得ることができるので、自主防災組織は積極的な情報収集に努めましょう。

6 避難所の運営・管理

避難生活は災害による精神的な不安や日常生活の不便、共同生活による不自由などから疲労とストレスが重なってつらいものとなります。避難住民がお互いに助け合い、協力して秩序ある避難生活が営まれるように努めましょう。特に高齢者や障害のある人などへのあたたかい配慮も必要です。

○大分県による被害想定では
別府地溝南縁断層帯で地震が発生した場合の大分市の被害(最大)

- ・死者 1,474名
- ・負傷者 4,758名
- ・全壊建物 34,644棟
- ・半壊建物 23,179棟
- ・避難者数(1日後) 144,174名
- ・避難者数(1週間後) 113,050名
- ・避難者数(1ヶ月後) 80,532名

○ 事前に作成した運営計画書に沿って運営します。

- ・開設にあたっては避難所となる施設管理者と使用できるスペースを決定します。
- ・避難所スペースはみんなが使う共有部分と各家庭が使う居住部分に区分します。
- ・避難者名簿は食事数や物資数など把握するために正確を期します。

○ 運営する際の留意点

- ・災害関連死（エコノミッククラス症候群など）を予防する処置をとります。
- ・避難所生活のルールを作って運営の公平性を保ちます。
- ・運営は自主防災組織を中心に被災住民が主体となって行います。
- ・災害ボランティアを受け入れ、相互理解のうえに協力を求めます。

○ 避難所運営の主要任務

運営の主要任務	発生の可能性のある課題	対策
総括班	<ul style="list-style-type: none"> ・居食住に関して総括し、避難者が必要最低限の生活ができるように努める ・要援護者について、体調悪化などを予防することに留意する 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難生活では時間の経過とともに避難者のニーズが変化し続けるので関係機関と避難者の間で十分な調整をおこなう
給食・給水班	<ul style="list-style-type: none"> ・全市で避難者が出た場合、食料に不足をきたす可能性が高いため3日間を過ぎず非常用食料を確保する ・要援護者の食事は確実に提供する 	<ul style="list-style-type: none"> ・援助物資の数が足りないときは配給の優先ルールを決めて、配給する ・受け入れる援助物資の管理簿を作成して配給の段取りを良くする
情報・警戒班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に関して情報を避難者へ正確に周知し、デマや流言、風評被害などの発生を予防する ・必要に応じて、応急危険度判定士が使用禁止と判定した建物を使用していないか巡回する ・避難者の家財などの盗難防止にパトロールする ・避難所の周囲で安全パトロールを実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ・メディアの取材について、不注意な点が発生しないよう安易な受け入れをしない ・災害ボランティアを受け入れて、安全確保のパトロールなど担当してもらう ・ボランティアに対して十分な情報を与えて不用意な言動や行動は控えてもらう

自主防災訓練要請書

大分市 消防署長 殿

要請年月日：平成 年 月 日
 代表者住所：
 代表者氏名：
 連絡先電話： ()

自主防災会等の名称	() 防 災 会 ・ 自 治 会												
自 治 区 名	自治会	合 計	自治区										
実 施 日 時	平成 年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分												
実 施 場 所													
訓練等実施内容	<p>(該当する項目に、レ印 を記入してください。)</p> <table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報収集・伝達訓練</td> <td><input type="checkbox"/> 応急救護・救出訓練</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 消 火 訓 練</td> <td><input type="checkbox"/> 避難誘導訓練</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 防火・防災講話</td> <td><input type="checkbox"/> 総 合 訓 練</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 地震体験車</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他の訓練等 ()</td> <td></td> </tr> </table> <p>・ 講 師 _____ ・ 講話希望テーマ【 _____ 】</p>			<input type="checkbox"/> 情報収集・伝達訓練	<input type="checkbox"/> 応急救護・救出訓練	<input type="checkbox"/> 消 火 訓 練	<input type="checkbox"/> 避難誘導訓練	<input type="checkbox"/> 防火・防災講話	<input type="checkbox"/> 総 合 訓 練	<input type="checkbox"/> 地震体験車		<input type="checkbox"/> その他の訓練等 ()	
<input type="checkbox"/> 情報収集・伝達訓練	<input type="checkbox"/> 応急救護・救出訓練												
<input type="checkbox"/> 消 火 訓 練	<input type="checkbox"/> 避難誘導訓練												
<input type="checkbox"/> 防火・防災講話	<input type="checkbox"/> 総 合 訓 練												
<input type="checkbox"/> 地震体験車													
<input type="checkbox"/> その他の訓練等 ()													
参加者人数	予 定 (人)												
消防団等の参加	分団 _____ 部 (人) ・ 無	防災士 (人)	その他 (人)										
使用資器材	・ 消火器 (_____ 型 _____ 本) ・ その他 (_____)												
※ 消防職員派遣人員	・ 係及び小隊名： (_____ 係 _____ 人) ・ (_____ 小隊 _____ 人) ・ 出向車両： _____ 台 (_____ 車) [合計 _____ 人 _____ 台]												
※ 受付欄	備 考 欄												

※欄には、記入しないでください。

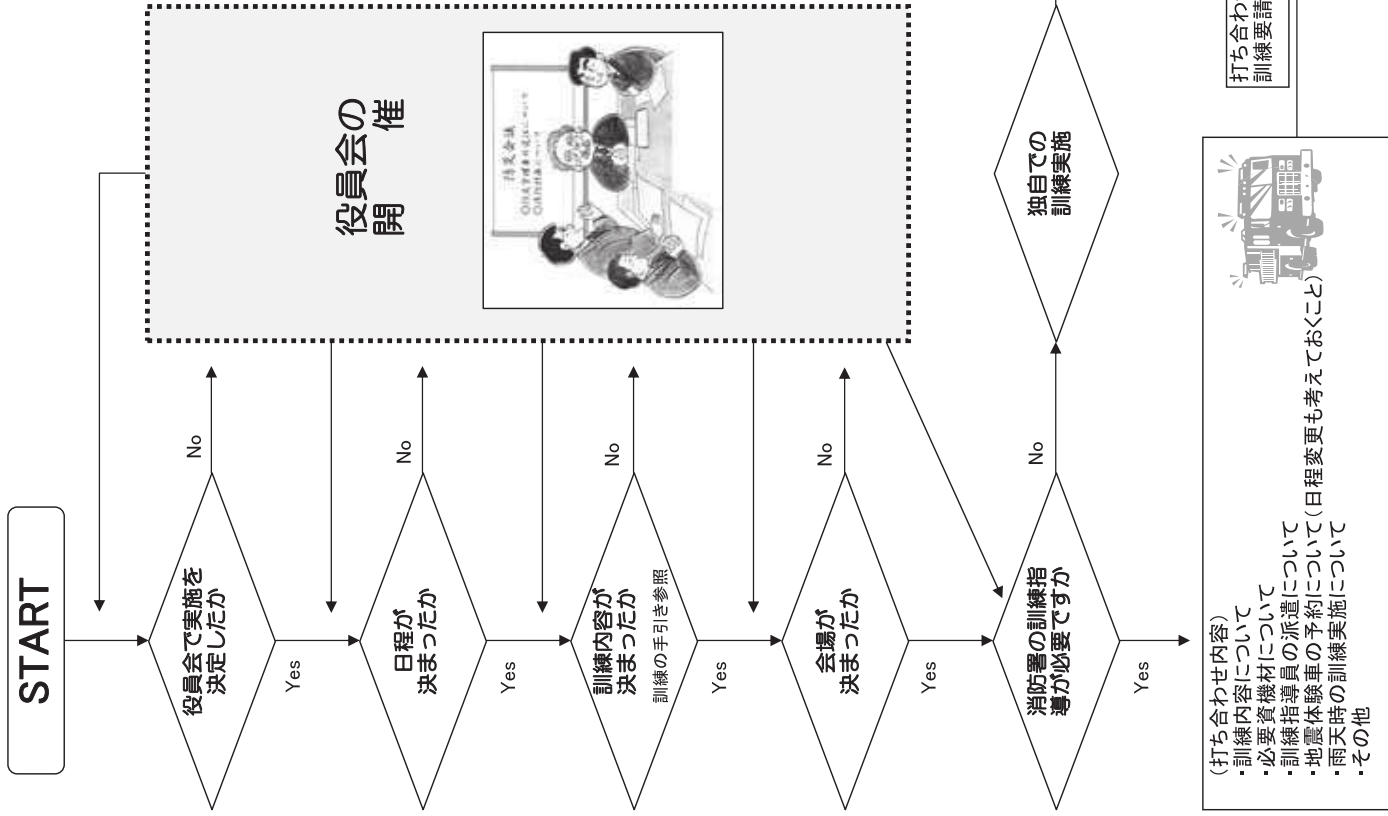
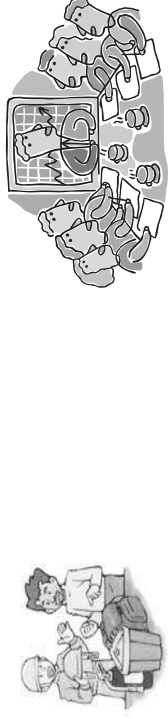
- ・ 要請書の提出にあつては、ご記入後、管轄の消防署、分署、又は出張所に持参のうえ提出してください。
- ・ 訓練日が重複した場合は、日程の調整をしていただく場合がありますのでご了承ください。

【お問合せ先】

大分市中央消防署	5 3 2 ~ 2 1 0 8 (予防係：内線 2 2 1)
大分市中央消防署南大分分署	5 4 4 ~ 7 7 5 0 (庶務予防係：内線 2 1 0)
大分市東消防署	5 2 7 ~ 2 7 2 1 (予防係：内線 2 2 1)
大分市東消防署佐賀関分署	5 7 5 ~ 0 6 8 1 (庶務予防係：内線 1 2 1)
大分市南消防署	5 8 6 ~ 1 2 3 0 (予防係：内線 2 2 1)
大分市総務部 防災危機管理課	5 3 7 ~ 5 6 6 4 (内線 1 1 1 9、1 1 2 7)

☆☆☆ 防災訓練実施フローチャート ☆☆☆

平成23年1月作成
防災危機管理課
大分市消防局



役員会の開催

最終役員会

* 訓練に参加する全ての役員等を集め最終確認をしましょう。

訓練実施

反省会の開催

* 訓練終了後に必ず反省会を実施してください。次の訓練時のヒントが出てきます。

防災訓練実施報告書の提出

* 訓練終了後は必ず「防災訓練実施報告書」を最寄りの消防署に提出してください。

お疲れ様でした!!

- ・ 自主防災組織から消防団へ参加依頼してください。
- ・ 多くの参加者を集めるため、さまざまな団体への声掛けをしましょう。
- ・ 一人で役目を抱え込むことの無いよう、役員で手分けしましょう。
- ・ 訓練終了後は必ず反省会をしましょう。
- ・ 訓練は毎年続けることが大切です。

打ち合わせ終了後、自主防災訓練要請書(様式1)を提出。

-
- (打ち合わせ内容)
- ・ 訓練内容について
 - ・ 必要資機材について
 - ・ 訓練指導員の派遣について
 - ・ 地震体験車の予約について(日程変更も考えておくこと)
 - ・ 雨天時の訓練実施について
 - ・ その他

非常食の予約

* 給食訓練をしないのであれば必要ありません。

役員会で実施計画と実施要領の作成(別紙)

* 消防に訓練相談をしている場合は再度内容の確認をしてもらってください。

訓練補助金の申請

(自主防を結成している団体が対象です)

- * 事前に防災危機管理課にご相談ください。

広報活動

- ・ 参加者事前打ち合わせ
- * 回覧板やチラシ、班長会議等で周知しましょう。
- * 役割り担当等の打ち合わせをしましょう。

訓練資機材等準備

* 非常食や訓練資機材の調達。

様式

防災訓練・講話実施報告書

大分市長 殿

(防災危機管理課扱い)

提出日 平成 年 月 日

住所

氏名

連絡先

()

防災組織等の名称	() 防災会 ・ 自治会						
自治区名				計	自治区		
実施場所							
実施日時	平成 年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分						
参加者数	人						
訓練等実施内容	(実施した項目に、レ印を記入してください。) <input type="checkbox"/> 避難・誘導訓練 <input type="checkbox"/> 情報収集・伝達訓練 <input type="checkbox"/> 応急救護・救出訓練 <input type="checkbox"/> 初期消火訓練 (使用消火器 本) <input type="checkbox"/> 炊きだし(給食)訓練 <input type="checkbox"/> 地震体験(車) <input type="checkbox"/> 防災(防火)講話 <input type="checkbox"/> 総合訓練 ・講師 【演題… 】 <input type="checkbox"/> その他の訓練等 ()						
指導者の内訳	有 (人) ・ 無						
	消防職員	人	消防団員	人	防災士	人	他 人
地震体験	有 (体験者数 名) ・ 無						
住宅用火災警報器	設置世帯 (世帯) ・ 未設置世帯 (世帯)						
感想・反省点							
ご意見等…							
(記入枠不足							
の場合は、裏							
面へご記入下							
さい。)							

- ※ その他の訓練等…図上訓練、梯子車搭乗、煙体験～等
- ※ 訓練に関する資料等あれば添付してください。
- ※ この報告書は、訓練終了後、防災危機管理課あて提出してください。
なお、その際は最寄の支所、出張所、消防署(分署)を経由されても構いません。

【お問合せ先】 大分市総務部 防災危機管理課 537～5664(内線1119、1127)
大分市中央消防署 532～2108(予防係:内線210、211)
大分市中央消防署南大分分署 544～7750(庶務予防係:内線210)
大分市東消防署 527～2721(予防係:内線220、221)
大分市東消防署佐賀関分署 575～0681(庶務予防係:内線121)
大分市南消防署 586～1230(予防係:内線220、221)

受付欄

--

参考文献

本マニュアルを作成するにあたっては、下記の資料を活用させていただきました。

- ・日本防災士機構「平成 22 年度防災士教本」
 - ・静岡県自主防災組織活動マニュアル
 - ・大分市防災危機管理課「防災パネル」
 - ・総務省消防庁「自主防災組織の手引き」
 - ・防災科学技術研究所主要災害調査 第 40 号
「2004 年 7 月新潟・福井豪雨災害の概要」
 - ・大分市耐震改修計画「平成 20 年度～平成 27 年度」
 - ・大分市消防局「平成 22 年度防災訓練の手引き」
 - ・大分市におけるコンクリートブロック塀の耐震安全性と地域地震動防災に関する調査研究
コンクリート工学年次論文集、Vol.30、NO.3、2008（大分大学福祉環境工学科菊池健児教授ほか）
 - ・大分県地震被害想定調査「H18.12.1～H20.3.31」
 - ・地域防災研究論文集 第 2 巻、2009 年 3 月「災害時要援護者の避難支援と個人情報」
（大分大学教育福祉科学部 山崎栄一准教授）
 - ・財団法人消防科学総合センター資料（2007 年）
 - ・消防庁震災対策指導室資料
 - ・内閣府「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成 18 年 3 月)
-

大分市自主防災組織総合活動マニュアル

発行 平成 23 年 2 月

◆発行責任者 特定非営利活動法人
大分県防災活動支援センター 理事長 広瀬 一策

◆編集 特定非営利活動法人
大分県防災活動支援センター 編集委員会
(電話 097-534-8031)

◆監修 大分市総務部防災危機管理課

◇このマニュアルは「大分市NPO法人企画提案型協働モデル事業」により
作製されました。